

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」（案）にかかるパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集の概要

（1）意見募集期間

令和4年1月7日（金曜日）から令和4年2月7日（月曜日）まで

（2）意見募集方法

持参、送付、ファックス、電子メール、大阪市行政オンラインシステム

2 意見募集結果

（1）意見提出総数 42通（延べ57件のご意見）

うち、賛成意見15件、反対意見10件

（2）内訳

▶提出方法別

送付	ファックス	電子メール	電子申請・オンラインシステム	持参
2通	0通	11通	28通	1通

▶住所別

大阪市内	大阪市外	記載なし
17名	13名	12名

▶年齢別

20代未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	記載なし
0名	1名	6名	7名	7名	8名	1名	12名

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」（案）にかかるパブリック・コメントに寄せられた意見について

1 「禁止地区」のエリアについて

○意見数 11件

新たな指定案のエリアに関して 5件、禁止地区の拡大要望 6件

(1) 意見要旨

▷新たな指定案のエリアについて

- ・堂島公園全体を禁止地区にしてほしい。(3件)
- ・指定地域には子ども連れの家族や運動している人も多く、喫煙の煙は迷惑である。さらに感染症に気を使う必要もあり禁止地区拡大に賛成する。
- ・路上喫煙禁止地区の指定は現状で十分であり、拡大する必要はない。

▷禁止地区の拡大要望

- ・大阪市全域を路上喫煙禁止地区に指定してほしい。(4件)
- ・もっと路上喫煙禁止地区を拡大してほしい。
- ・学校周辺についても、路上喫煙禁止地区に段階的に指定してほしい。

(2) 本市の考え方

2025年大阪・関西万博の開催都市として、本市は路上喫煙の市内全域の禁止に向けて取り組んでいきます。

路上喫煙の市内全域の禁止については、啓発指導や喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備など様々な課題がありますので、今後、路上喫煙対策委員会において十分に審議・検討していくとともに、広く市民のご意見を聴き、多くの方々のご理解、ご協力をいただきながら進めていきます。

2 罰則の強化について

○意見数 2件

(1) 意見要旨

- ・罰金千円は安いと思う。他人の健康を害するので最低1万円にしてほしい。
- ・過料ではなく、刑事罰として警察官が取り締まるように条例を改正すべきである。

(2) 本市の考え方

「過料」については、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を防止するとともに、違反者に、条例の趣旨・目的を理解していただくための契機となるものと考えており、過料額については、他都市の事例も参考に条例で「1,000円」と定めています。

3 規制反対について

○意見数 1件

(1) 意見要旨

- ・路上喫煙による被害を具体的な根拠を示してほしい。喫煙者に対する偏見である。条例で喫煙を禁じる合理的理由がないと思う。

(2) 本市の考え方

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は、道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであり、道路や公園など不特定多数の人々が通行し、集まる公共の場所での喫煙は、すれ違いざまに体や衣服などにタバコの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま、副流煙を吸わせる場合であることから、規制は必要だと考えています。

4 喫煙所の増設、撤去・廃止希望について

○意見数 25件

　　喫煙所の増設 20件、喫煙所の撤去・廃止希望 5件

(1) 意見要旨

▷ 喫煙所の増設

- ・ 喫煙所が少ないと思う。規制するのであれば、それに応じた対策が必要であり、公共喫煙所を増やすべきである。(12件)
- ・ 淀屋橋周辺に喫煙所を設けるべきである。堂島公園の1カ所だけでは足りないと思う。(4件)など

▷ 喫煙所の撤去・廃止希望

- ・ 公共の場は全面禁煙であるべきで、大阪市が喫煙所を設置する必要はない。喫煙所があるせいで新型コロナウィルス感染症が拡大している。

(2) 本市の考え方

禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙対策委員会において、「禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要である」との提言を受け、喫煙所を整備してきたところです。

2025年大阪・関西万博の開催都市として、本市は路上喫煙の市内全域の禁止に向けて取り組んでいきます。

路上喫煙の市内全域禁止については、啓発指導や喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備など様々な課題がありますので、今後、路上喫煙対策委員会において、十分に審議、検討していくとともに、広く市民のご意見を聴き、多くの方々のご理解、ご協力をいただきながら進めていきます。

5 閉鎖型喫煙所反対について

○意見数 10件

(1) 意見要旨

- ・閉鎖型喫煙所より開放型喫煙所の方が安価であり、なぜ閉鎖型の喫煙所を整備するのか。(3件)
- ・閉鎖型喫煙所は狭いし防犯上の不安もあるので、仕切りで十分である。(3件)
など

(2) 本市の考え方

受動喫煙対策を講ずる観点から、堂島公園については閉鎖型喫煙所を整備することとし、防犯上の対策として外部からの視認性を確保できる仕様で設置します。

6 受動喫煙について

○意見数 2件

(1) 意見要旨

- ・毎日受動喫煙の被害にあう生活を我慢するのは、限界を超えている。
- ・路上喫煙禁止地区を広げても、路上喫煙者は区域を外れたすぐのところで、喫煙し、主流煙、副流煙を広げてしまう。

(2) 本市の考え方

屋外での喫煙は、改正健康増進法においても周囲に受動喫煙を生じないよう配慮義務があるため、関係局で連携を図り、啓発に取り組んでいるところです。他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう、ポイ捨て防止と受動喫煙防止に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

7 その他の意見

○意見数 6件

(1) 意見要旨

- ・条例により市内全域が努力義務で喫煙しないように定められていることを周知してほしい。
- ・喫煙所が少ないので、たばこ税を活用して、もっと喫煙所を整備する必要があると思う。
- ・路上喫煙対策委員会の委員に、喫煙者は不適格である。
- ・路上喫煙を禁止するなら、タバコの自販機や店舗販売も禁止すべき。
- ・喫煙所があるせいで新型コロナウイルス感染症が拡大している。
- ・路上喫煙対策よりも優先すべき事柄がある。

(2) 本市の考え方

今後の本市路上喫煙の防止に関する施策の検討において、参考としていきます。

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」（案）にかかるパブリック・コメントを実施します

【概要】

大阪市では、平成 19 年 4 月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を市民等に対して求めていました。同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年 10 月からは禁止地区における条例違反者に過料徴収（1,000 円）を開始し、平成 27 年 2 月には、都島区京橋地域を、平成 31 年 2 月には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を、令和 2 年 2 月には、北区 JR 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺・阿倍野区天王寺駅周辺地域を、令和 3 年 4 月には、中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）を「路上喫煙禁止地区」に指定し、過料徴収を開始しました。

2025 年日本国際博覧会の大坂・関西での開催など、今後大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっています。

堂島公園については、令和 3 年 9 月に大阪府により観光トイレが設置され、今後船着き場や広場の整備も予定されていることから、堂島公園内の喫煙所においても開放型から閉鎖型に変更する予定であり、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるためにも、地域を禁止地区に指定することで、路上喫煙に対する更なる取組み、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進めていきたいと考えています。

つきましては、この「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）（案）にかかるパブリック・コメントを実施いたしますので、市民・事業者の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

1 意見募集期間

令和 4 年 1 月 7 日（金）から令和 4 年 2 月 7 日（月）まで

2 資料の閲覧・配架場所

- ・大阪市環境局事業部事業管理課（大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階）
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ（大阪市役所 1 階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪広域環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ

3 ご意見の応募方法

次のいずれかの方法によりご応募ください。

（ご意見の応募様式は定めておりませんが、「ご意見記入用紙」をご利用ください。）

(1) ご持参の場合：令和4年2月7日（月）受付時間内必着

次の場所へご持参ください。

大阪市環境局事業部事業管理課

場所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

（最寄駅：Osaka Metro「天王寺」駅、JR「天王寺」駅、近鉄「大阪阿部野橋」駅）

受付時間：土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

(2) ご送付の場合：令和4年2月7日（月）必着

はがき、封書で次の住所へご送付ください。

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

(3) ファックスの場合：令和4年2月7日（月）必着

次の番号へお送りください。

ファックス番号：06-6630-3581 大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

(4) 電子メールの場合：令和4年2月7日（月）必着

次のメールアドレスへお送りください。

kinshitiku-iken@city.osaka.lg.jp

※このアドレスは、本パブリック・コメントですので、パブリック・コメント実施期間中以外は使用できません。

(5) 大阪市行政オンラインシステムの場合：令和4年2月7日（月）必着

その他、従来は書面で行っていた申請や届出、申し込み等の手続きを、インターネットを利用して手軽にできるオンラインシステムでもご応募いただけます。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/73672577-6edb-4633-b6a1-113838b48502/start>

4 注意事項

- (1) 電話などによる口頭でのご意見はお受けできません。
- (2) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見につきましては、後日、その概要と大阪市の考え方を取りまとめて大阪市ホームページ等で公表します。なお、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報等の取扱いについて

- (1) お寄せいただいたご意見のなかで、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) 個人情報等の取扱いには充分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。

6 今後の手続き

今回、寄せられましたご意見等を参考にしながら、路上喫煙禁止地区の新たな指定を進めてまいりたいと考えています。

7 意見募集に関するお問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課

電話：06-6630-3228（土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで）

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について（案）

1 これまでの取組み

- 平成17年度～ 路上喫煙対策事業開始
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局（当時）の4局共同で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
- 平成19年4月1日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成19年6月28日 路上喫煙対策委員会「路上喫煙禁止地区の指定について」（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- 通行者数が比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 明確性を確保できる地域

- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における過料（1,000円）徴収開始
- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に、本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取組み
- 平成25年6月11日 路上喫煙対策委員会『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
- 禁止地区的区域（範囲）については、禁止地区的明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

- 平成27年2月1日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 平成31年2月1日 中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 令和2年2月1日 北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 令和3年4月1日 中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始

2 「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続き

- ①区長が路上喫煙禁止地区を選定
 - ・地元、関係団体への説明及び調整
 - ・「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見をとりまとめる
- ②大阪市路上喫煙対策委員会の開催

（関係局：環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所）

 - ・「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（諮問）
- ③パブリックコメントの実施・集約
- ④「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤路上喫煙禁止地区指定（過料徴収）

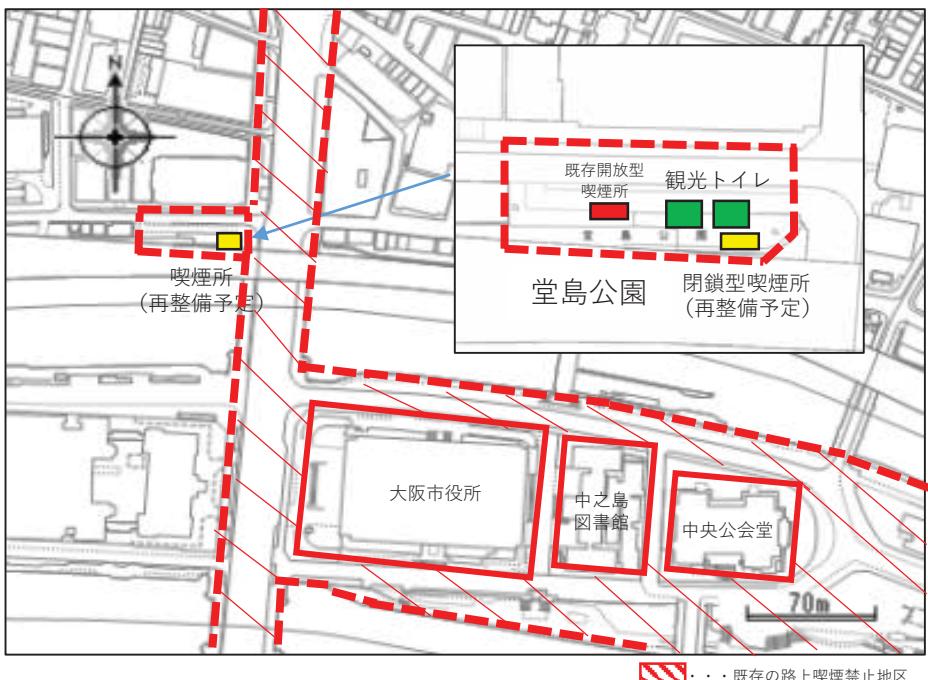
3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）の考え方

- ・近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2025年（令和7年）日本国際博覧会の大坂・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るために、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。
- ・堂島公園には、本年9月に国内外からの観光客向けの観光トイレが整備された。
- ・また、令和6年には船着き場や広場も整備予定であり、これまでの公園とは趣が大幅に変更され、観光客や御堂筋を通行する人の憩いの場に再整備される予定である。
- ・再整備に伴い、現在の堂島公園内喫煙所を、令和4年8月を目途に、開放型から閉鎖型に変更する予定である。
- ・中之島周辺については、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるため、堂島公園の一部及び周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

○ 喫煙設備について

- ・これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けているが、堂島公園内については既存の開放型喫煙所を閉鎖型喫煙所にすることで、周囲を通行する人に迷惑を及ぼすことのない施設として再整備する。

4 路上喫煙禁止地区エリア図（案）



5 今後のスケジュールについて（予定）

